

畜産物（鶏卵） 審査基準

1. 食品名：鶏 卵

2. 確認事項

（1）個性・特長

次の事項を目安に、個性・特長としての妥当性が確認できること。

① 生産方法

ア 平飼など飼育方法に特長を有していること

適正な飼育密度での平飼（ケージ飼育でない）など、特長のある飼育方法をとっている。

イ 特殊な飼料を給与しているなど飼養管理方法に特長を有していること。

ビタミン類、DHAなどを飼料に添加し、鶏卵の付加価値を高めた飼養管理を行っている。等

② 品 質

ア 鶏卵成分が一般卵より多く含まれているなどの特長を有していること。

成分分析により、ビタミンA、E、DHAなどが多く含まれている。

成分分析により、コレステロールが少ない。等

③ 地域性、歴史その他の県産食品への選好を喚起するもの

ア 申請者、生産農場、GPセンターの全てが、兵庫県内にあること。

県内で生産、処理されていることが証明できる。等

（2）安全性確認

次の項目の全てを履行していること。

① 医薬品医療機器等法、飼料安全法を遵守して生産されていること。

生産農場において、医薬品、医療機器等法、飼料安全法に基づく抗生物質、飼料添加物等の使用制限を遵守し、飼養管理されている。

② サルモネラワクチンを使用していること。

鶏卵のサルモネラ菌の汚染による食中毒を防止するため、全ての採卵鶏に対しサルモネラワクチンを投与している。

③ GPセンター（卵選別包装施設）において、衛生的な取扱がなされていること。

厚生省通知の「卵選別包装施設の衛生管理要領」に基づいた衛生的な鶏卵の取扱がされている。

④ 県による科学的検証において、サルモネラ検査が陰性であること。

健康福祉事務所が実施するサルモネラ属菌の検査において、サルモネラ菌が検出されない。

（3）安心感醸成

生産農家の責任において、生産に関する記録が残されていること。

飼養管理日誌などに基づいて、①素びなの生産履歴、②餌付日・餌付羽数・育成率、③給与飼料（飼料添加物を含む）の種類、使用目的、使用時期、使用量、④産卵成績、⑤投薬歴などの生産情報の記録が整理されている。